

ギャラリー首里テラス友の会「Shuritiade」会則

第1条（名称・性質・事務局）

1. 本会は、ギャラリー首里テラス友の会「Shuritiade（しゅりていあーで）」（以下「本会」）と称し、ギャラリー首里テラスを支援する任意団体として設立します。
2. 本会の事務局は、ギャラリー首里テラス（沖縄県那覇市首里山川町1-50）内に置きます。

第2条（目的と理念）

1. 本会は、作曲家フランツ・シューベルトが、友人や詩人、画家や音楽家等、ジャンルを超えた人々を集めて自宅のサロンで開いた親密で私的なコンサート「シューベルティアード」に因み、芸術を愛する人々が首里テラスを通して交流する場を創造することを目的とします。
2. ギャラリー首里テラスの主催事業および沖縄ユーストピア協会後援事業をサポートし、次世代のアーティストが感性を磨き、安心して“表現”に挑戦できる環境づくりを支援します。
3. 首里の地に根ざした伝統文化や豊かな精神性を、芸術の力を通じて次世代へと繋ぎ、豊かな交流の場を創造することを目指します。

第3条（入会および更新）

1. 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者は、ギャラリー首里テラス公式ウェブサイト内「応援する」ページの入会申込フォームより所定の手続きを行い、年会費を納入するものとします。
2. 会員資格は、退会の申出がない限り更新の意思があるものとみなし、当該年度の年会費の納入をもって会員資格を更新するものとします。

第4条（退会）

1. 会員は、事務局へ申し出ることにより、いつでも退会することができます。
2. 会員が退会した場合であっても、既納の会費は返還しないものとします。

第5条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員会の決議により、当該会員を除名することができます。

- （1）本会の目的に反する行為があったとき
- （2）本会の名誉を著しく傷つけ、または信用を失墜させる行為があったとき
- （3）他の会員への迷惑行為やイベントの妨害等、本会の秩序を乱したとき
- （4）その他、会員として不適当と認められる相当の理由があるとき

第6条（個人情報の取扱い）

1. 本会は、入会手続き等を通じて取得した会員の個人情報を適切に管理し、本会の運営、案内通知、及び会員サービスの提供以外の目的には使用しません。

第7条（会員の活動内容）

本会の会員は、以下の活動を行います。

- 首里テラス主催事業のサポート：会費を通じて、首里テラスが展開する展覧会やコンサート等の主催事業を支えます。
- 沖縄ユーストピア協会のサポート：会費を通じて、若きアーティストやユース世代の表現活動、研鑽成果の発信の機会を支えます。
- 会員限定イベントの企画運営：会員相互の親睦や、新たな文化創造を目的とした会員限定イベントの企画・運営に関わることができます。

第8条（会員特典：優待と活用）

本会は、会員に対し、以下の特典を提供します。

- 会員限定イベントの参加：本会会員限定イベントに参加することができます。
- 主催イベントの会員割引：首里テラスが主催するコンサートやイベントにおいて、会員限定の割引価格にて参加・入場いただけます。
- ギャラリーの有償利用：入場料や参加費を徴収する会員限定イベント、及び一般の入場を募るイベントを開催する場合は、規定の借用料を支払うことでギャラリーを利用することができます。※利用にあたっては事前に事務局へ利用申請し、承認を得るものとします。

第9条（会費および会計年度）

- 会費は、年会費 10,000円とします。
- 納入された会費は、第7条に定める主催事業支援およびユース世代の表現活動等を支える資金として活用されます。
- 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとします。中途入会の場合であっても年会費の月割り計算は行わず、有効期限は当該会計年度の末日までとします。
- 納入された会費は、原則として返還しません。

第10条（運営）

- 本会は、以下の役職者・運営委員、及び事務局スタッフによって運営されます。
 - 会長：ギャラリー首里テラスオーナー 1名
 - 運営委員：ギャラリー首里テラスマネージャー 1名
 - 運営委員：沖縄ユーストピア協会事務局長 1名
- 本会則に定めのない事項については、本会の目的に照らし、運営委員会の協議を経て事務局が定めます。

第11条（会則の変更）

- 本会則は、運営委員会の決議により変更することができます。

附則

本会則は、2026年2月15日より施行します。